

# 介護扶助通信 第7号

令和3年3月5日  
大分市福祉事務所  
生活福祉課医療担当班  
TEL097 (537) 5621

平素より、生活保護制度に対するご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

第7回目となる今号では、ケアマネジャーのみなさんから実際に質問を受けた事例を参考に、生活保護制度特有の考え方についてお伝えします。今後の業務の参考にさせていただければと思います。

## 暫定ケアプランによるサービス利用はできる？



わたしがケアプランの作成を担当している方で、がん末期の状態により、早急に福祉用具貸与が必要と思われる方がいます。通常であれば、ご本人やご家族等に同意をいただいて、暫定ケアプランによるサービスの導入を検討したいところなのですが、生活保護受給中の方なので、もしも想定していた介護度がでなかった場合には、本人の費用負担になってしまう部分が出てくるのではないかと思います、困っています。

生活保護受給中の方の暫定ケアプランによるサービス利用は、原則、認められていません。ただし、下記の「やむを得ない理由」に該当する場合には限っては、暫定ケアプランによるサービス利用を可能としています。

いずれの場合においても、暫定ケアプランによるサービス利用が必要な事例が発生した場合には、個別に検討する必要があるため、担当のケースワーカーにご相談ください。

事前に福祉事務所へ相談がなく、想定していた介護度よりも、低い介護度がでた場合、限度額を超過する部分の費用については、介護扶助で対応ができませんので、注意してください。



### やむを得ない理由

- (1) 従前同居人からの介護を受けていたため、要介護認定等の申請を行わずにいたが、介護を行う同居人に病気等の介護が行えない事由が生じ、急遽事業者による介護サービスが必要となった場合
- (2) 要介護認定等の決定が通常想定される事務処理機関(1ヶ月間)を著しく超えていて、かつその認定の結果を待っていては著しく要介護者の身体の状態が悪化すると思われる場合
- (3) その他すみやかに介護扶助を行う必要があると保護の実施機関(福祉事務所)が認めた場合

### ★★★★★ご協力お願いします★★★★★

大分市福祉事務所では、主に被保険者番号がHから始まる「みなし2号」の方のケアプラン点検を随時実施しています。大分市福祉事務所生活福祉課医療担当班の介護扶助適正化担当職員より、個別に連絡をさせていただくことがございますので、ご協力お願いします。その際必要に応じて、第1表から第5表までの提出をお願いすることがございますので、ご提出いただきますようお願いいたします。

